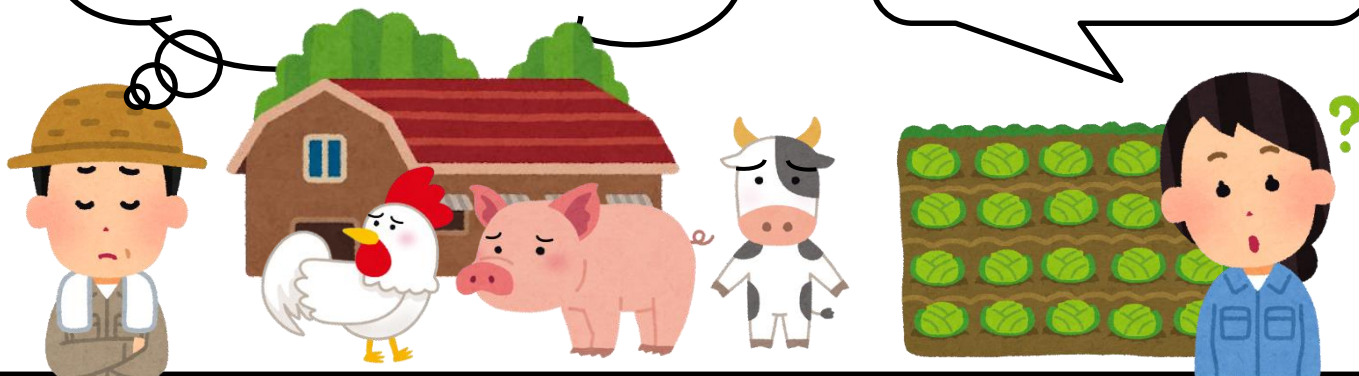


衛生だより

「農地」を「埋却地」として取得できます

飼養衛生管理基準に基づいて埋却地を確保しなきゃ・・・でも自己所有の土地がない隣の農地が使えたらなあ・・・

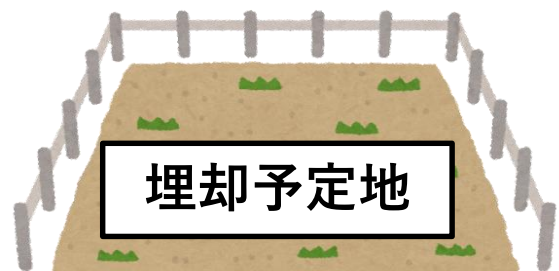
うちの畑をゆずってもいいけど農地を埋却地にしていいのかな？



埋却予定地は「農業用施設」にあたるので、必要な手続きを実施した上で農地を埋却予定地として取得できます

農地転用等必要な手続き（※）

農地転用が許可されて埋却地を確保できた！



万が一、埋却地として使用する際、新たな手続きは必要ありません

※農地の区分によって必要な手続きは異なります
問い合わせ先

埋却に必要な標準面積等に関すること
北部家畜保健衛生所（0478-54-1291）

農地転用の手続きに関すること
各市町の農業委員会